

令和8年度大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札 (事前審査型)に係る参加資格事前登録申請説明書「土木工事」

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札(事前審査型)に係る災害時等施工能力事前審査登録「土木工事」を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、以下の事項を熟知のうえ、災害時等施工能力事前審査登録申請書を提出しなければならない。

1 対象者及び対象工事

この事前登録の対象者は、次の要件に該当する者とする。

- ① 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、「土木一式工事」の等級がB、C又はDに格付けされている者であること。
- ② 受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ③ 別表による所管区域に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者で、建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者であること。
- ④ 大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録し、電子入札案件情報を受け取れる者であること。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

2 災害時等施工能力事前審査登録申請書の提出

- (1) 災害時等施工能力事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式第1号から第7号により作成すること。
- (2) 申請書の表紙には、登録希望者の「住所・商号又は名称・代表者名」を記入し、代表者印（契約書等に押印する使用印を含む。以下同じ。）を押印すること。ただし、本人（代表者）が署名する場合は、押印は不要とする。
- (3) 申請書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを含む。）は、書面の持参もしくはオンライン申請により提出すること。なお、持参の場合、提出部数は1部とする。
※持参とオンライン申請の内容は同じです。いずれか1つの方法でしか申請できません。
- (4) 申請書の作成及び提出に要する費用は、登録希望者の負担とする。
- (5) 申請書の提出期間及び提出場所は、以下のとおりとする。

① 申請書提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）

受付時間：平日の10:00～16:30 ※12時15分から13時の間を除く。

② 申請書提出場所

<持参の場合>

大阪府鳳土木事務所 総務・契約課

※登録希望者は申請書の作成とともに、必要事項を記載した別紙様式第6号のwordファイルを添付し、

鳳土木事務所(アドレス：otoridoboku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp) あてメール送信すること(PDF等で提出しないこと。)。

<オンライン申請の場合>

下記、行政オンラインシステムの手続き一覧（事業者向け）にて、「災害時等施工能力事前審査の登録」の手続きを選択し、大阪府鳳土木事務所 総務・契約課宛てに申請すること。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

※本手続きは、①の申請書提出期間中のみシステム上で選択・申請可能となります。

※登録希望者は、申請書も申請ページ内で指定された拡張子で、行政オンラインシステムにて添付すること。

※行政オンラインシステムに関しては以下をご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o050180/digital_gyosei/tetsuduki_online/index.html

3 審査基準

2で提出された申請書に関する審査は、次の審査基準により行う。

- ① 事前審査の対象となる年度の大坂府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者であること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者(主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者)を2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合及び法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。
- ③ 「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の1年7ヶ月前に相当する日以後の日であること。
- ④ 下記に示すバックホウ及びダンプトラックを自社所有又は6ヶ月以上の長期賃貸借契約により事前審査の申請時にそれぞれ1台以上保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者(賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合を含む。以下同じ。)であること。
 - (i) バックホウについては、以下の要件を満たすこと。
②バケット容量が新JIS表示(JIS A8403-4:2012)で0.28m³以上
 - (ii) ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすこと。
②積載重量2t積み以上
①自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと

⑦土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、
土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）

※平成 28 年度の募集から、ダンプトラックの要件を詳細に規定しています。ご不明な点があれば、申請書を提出する事務所の技術次長にお問い合わせください。

- ⑤ ④の重機の運転資格者を有する者であること。
- ⑥ ④の重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者であること。
- ⑦ 常用労働者を 3 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、役員や家族従業員については、社外取締役を除き常用労働者として取り扱うことができる。ただし、②の技術者に該当するとして申請した者を除く。
- ⑧ 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。
- ⑨ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

4 審査結果の通知

2 で提出された申請書の審査の結果については、申請書に記載しているメールアドレスあて電子メールで通知し、事前審査で適格とされた業者を認定業者とする。

5 審査結果に対する質問

4 の審査結果について質問事項がある場合は、質問事項を記載した文書（以下「質問書」という。）を土木事務所に持参により提出すること。なお、質問書の提出期限は、審査結果の通知があった日の翌日から起算して 10 日後とする。

質問事項を記載した文書が提出されたときは、その文書の提出があった日の翌日から起算して 7 日以内に文書により回答する。

なお質問書の提出及び回答期間については、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する府の休日は除く。

6 入札参加資格事前登録の有効期間

入札参加資格事前登録の有効期間は、以下のとおりとする。

有効期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
------	--------------------------------

7 入札実施のお知らせ

＜電子入札の場合＞

大阪府総務部契約局の電子入札情報メールサービス（無料）に登録しているメールアドレ

ス宛てに、システムから電子入札案件情報が配信される。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

<電子入札以外の場合>

別紙様式第6号に記載するメールアドレス宛てに、事前登録した事務所から電子メールにより通知するものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 認定業者は、6の有効期限までに、1に規定する要件に該当しなくなった場合及び2で提出した申請書に記載する項目（所在地・名称等を含む。）について変更した場合、別紙様式第8号により土木事務所長に速やかに変更を申し出なければならない。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合、4の認定を取り消す。
 - ① 認定業者が大阪府の発注する建設工事において不適切な行為を行ったとき
 - ② 2で提出した申請書に虚偽の記載があったとき
 - ③ 事前審査登録申請時に届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
 - ④ 1に規定する要件に該当しなくなったとき、又は3に規定する審査基準を満たさなくなったことが判明したとき
- (3) 提出された申請書は、返却しない。
- (4) 必要に応じて申請者に対し、別途資料の請求及びヒアリングを行うことがある。
- (5) 取得した個人情報は、技術者等の照合・確認以外には使用しないものとする。

問合せ先	事務所名（担当課）	所在地・電話番号
	大阪府都市整備部 鳳土木事務所 総務・契約課	〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町4丁390番地1 電話番号 072-273-0123 内線352・内線350

別表

災害時等施工能力事前審査に係る所管区域一覧
(土木一式工事)

管内名	管内の市町村
池田土木事務所管内	豊中市、箕面市、池田市、豊能郡豊能町及び能勢町
茨木土木事務所管内	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡島本町
枚方土木事務所管内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
八尾土木事務所管内	東大阪市、八尾市、柏原市
富田林土木事務所管内	富田林市、河内長野市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、大阪狭山市、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
鳳土木事務所管内	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町、堺市
岸和田土木事務所管内	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町

災害時等施工能力事前審査登録申請書チェックリスト（土木工事）

区分	項目	チェック欄
様式第1号 登録申請書		
日付（申請書提出日）		
あて先		
所在地（府内業者か）		
商号又は名称		
代表者名		
電話番号		
担当者名		
受注希望工種		
業者番号		
(問い合わせ先が申請者と異なるとき)		
会社名		
担当者名		
電話番号		
メールアドレス		
様式第2号（その1）重機保有状況調書		
1. バックホウ		
保有形態 自社所有、長期賃貸借契約か		
車両番号（特定自主検査済標章番号）		
メーカー		
型式		
車台番号		
有効期限の満了日		
規格（バケット容量） 0.28m ³ 以上か		
固定資産税に関する償却資産申告書及び種類別明細書の写し、該当重機の関連付け（マーキング）		
長期賃貸借契約の場合、契約書の写し、該当重機の関連付け（マーキング）		
長期賃貸借契約の場合、備考欄に賃貸借契約期間の記入		
カタログ等の仕様（規格等）の確認できる資料の写し		
特定自主検査記録表（申請日より過去1年以内）の写し		
2. ダンプトラック		
保有形態 自社所有、長期賃貸借契約か		
車両番号		
メーカー		
型式		
車台番号		
有効期限の満了日		
規格（積載重量） 2t以上か		
荷台が着脱式でないか		
土禁ダンプでないか		
車検証の写し		
車検が切れていないか		
所有の場合、車検証の所有者名と社名が一致しているか		
長期賃貸借契約の場合、契約書の写し		
長期賃貸借契約の場合、備考欄に賃貸借契約期間の記入		
3. 重機の運転資格者		
氏名		
生年月日		
自動車運転免許		
車両系建設機械技能講習の受講		
建設機械施工技士		
運転免許証の写し		
労働安全衛生法に基づく技能講習修了証の写し		
建設機械施工技士の資格者証（技術検定合格証明書）の写し		
4. 重機保管場所		
保有形態 自社所有、長期賃貸借契約		
所在地		

区分	項目	チェック欄
	撮影年月日（写真の日付と一致しているか）	
	保管場所の位置図（1:2,000程度）、全体見取り図（平面図）の添付（重機の保管場所の明示）	
	保管場所に関する権原書類（所有=登記簿謄本、賃貸=賃貸借契約書）の写し	
	写真・全景（保管場所の全体が判別できるもの、重機等が駐機していないもの）	
	写真・保管状況（保管場所の全体が判別できるもの、重機等が駐機しているもの）	
	写真の日付表示があるか（3ヶ月以内か、撮影年月日と一致しているか）	
様式第2号（その2-1、その2-2） 重機保有状況調書		
バックホウ		
	区別番号（様式第2号その1の区別番号と一致しているか）	
	撮影年月日（写真の日付と一致しているか）	
	メーカー（同上）	
	型式（同上）	
	車台番号（同上）	
	写真・正面（全体が写真に納まっているか）	
	写真・背面（全体が写真に納まっているか）	
	写真・側面（全体が写真に納まっているか）	
	写真・詳細：銘板・機番部分（文字が正確に読めるか）	
	写真・詳細：検査標章（文字が正確に読めるか）	
	写真の日付表示があるか（3ヶ月以内か、撮影年月日と一致しているか）	
様式第2号（その3-1） 重機保有状況調書		
ダンプトラック		
	区別番号（様式第2号その1の区別番号と一致しているか）	
	撮影年月日（写真の日付と一致しているか）	
	車両番号（様式第2号その1と一致しているか）	
	メーカー（同上）	
	型式（同上）	
	車台番号（同上）	
	写真・正面（全体が写真に納まっているか、ナンバープレートが判別できるか）	
	写真・側面（全体が写真に納まっているか）	
	写真の日付表示があるか（3ヶ月以内か、撮影年月日と一致しているか）	
様式第3号 技術者名簿・経歴書		
技術者区分		
	技術者区分欄で主任技術者の場合、建設業法7条2項イ、ロ、ハのいずれに該当するか	
	技術者名（2名以上か）（法人の場合は常勤の役員、個人の場合は事業主を含む）	
	生年月日	
	学歴（最終）	
	入社年月日	
	資格名・登録番号	
	技術者が社員であることを証明するもの（健康保険証等）の写し	
	各種資格者証の写し（監理技術者：監理技術者資格者証、主任技術者：技術検定合格証明書）	
	主任技術者で実務経験によるものは、経歴書の添付	
様式第4号 常用労働者名簿		
	常用労働者（3名以上か）	
	氏名	
	生年月日	
	入社年月日	
	技術者名簿（様式第3号）に記載していないか（技術者と労働者の重複申請は認めない）	
	社員であることを証明するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収額の通知書・変更通知書、源泉徴収票 等）の写し	
様式第5号 災害時緊急連絡体制表		
	日付け（申請書提出日）	
	電話番号に誤りがないか	
様式第6号 電子メールアドレス等事前登録届出書		
	電子メールアドレス	
	受信可能なメールアドレスか	
	FAX番号	
	電子入札情報メールサービスの登録に関するチェックボックスが■になっている	
	希望する事務手続きの方法が1つ選択されているか	
	電子データがwordファイルでメール送付されているか	
様式第7-1号 大阪府環境農林水産部への情報提供について		

区分	項目	チェック欄
	1又は2を選択し、□にチェックしているか	
様式第7-2号 大阪府大阪港湾局への情報提供について（※鳳土木事務所、岸和田土木事務所のみ）		
	1又は2を選択し、□にチェックしているか	
様式第7-3号 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室への情報提供について		
	1又は2を選択し、□にチェックしているか	
最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書写し		
	当該申請日の1年7ヶ月以後の審査基準日であるか	
	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入しているか（適用除外の場合を除く）	

【別 紙】

提出書類様式集

- ・様式第1号 災害時等施工能力事前審査登録申請書（土木工事）
- ・様式第2号 重機保有状況調書
- ・様式第3号 技術者名簿・経歴書
- ・様式第4号 常用労働者名簿
- ・様式第5号 災害時等緊急連絡体制表
- ・様式第6号 電子メールアドレス等事前登録届出書
- ・様式第7－1号 大阪府環境農林水産部への情報提供について
- ・様式第7－2号 大阪府大阪港湾局への情報提供について
※鳳土木事務所、岸和田土木事務所のみ
- ・様式第7－3号 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室への情報提供について
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（申請事項に変更がある場合）

- ・様式第8号 災害時等施工能力事前審査登録変更届出書（土木工事）

災害時等施工能力事前審査登録申請書（土木工事）

年　月　日

大阪府〇〇土木事務所長 様

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号

担 当 者 名

受注希望工種

業 者 番 号

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱第4条の規定による審査及び登録の申請をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。記載事項に事実と相違することが判明した場合には、認定の取消しとともに契約を解除されても異議は申し立てません。

また、「大阪府／電子入札心得 第13条第10号の入札書等無効について
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o040110/keiyaku_2/e-nyuusatsu/koujikokoroe_mukou.html)」に該当するような行為は一切行いません。そのような行為が判明した場合、入札は無効、入札参加停止措置となり、また認定の取消しとなることに異議は申し立てません。

なお、申請に当たり、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 貴府からの災害時における応急対策の要請に協力します。
- 2 貴府が実施する本申請に係る記載事項の確認のための現地調査及び営業所現地調査に協力します。

問い合わせ先（申請者と同様の場合は記入不要）

会社名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

※様式6号と異なるメールアドレスでも可

様式第2号（その1）

重機保有状況調書

※ 本調書には、申請日時点で、府内に配備している自社保有の重機（バックホウ、ダンプトラック）及び当該重機の保管場所について記入すること。

なお、自社保有とは、自社で所有又は6ヶ月以上の長期賃貸借契約により保有していることをいう。

1 バックホウ（バケット容量 0.28m³以上）

区分番号	車両番号等			備考
1	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約（該当する□を塗りつぶすこと）		
	特定自主検査 済標章番号		メーカー	
	型 式		車台番号	
	次回特定自主 検査日		規 格	(バケット容量) m ³
2	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約（該当する□を塗りつぶすこと）		
	特定自主検査 済標章番号		メーカー	
	型 式		車台番号	
	次回特定自主 検査日		規 格	(バケット容量) m ³
3	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約（該当する□を塗りつぶすこと）		
	特定自主検査 済標章番号		メーカー	
	型 式		車台番号	
	次回特定自主 検査日		規 格	(バケット容量) m ³

《記載要領及び添付資料》

- 自社所有の場合、固定資産税に関する償却資産申告書及び種類別明細書（令和8年1月1日～31日に自社が提出した申告書・明細書の控え）の写しを添付すること。なお、申告書（明細書）には、該当重機にマークを付けること。
- 長期賃貸借契約により保有している場合、自社を賃借人とする長期賃貸借契約書の写しを添付し、備考欄に賃貸借契約期間を記入すること。なお、賃貸借契約期間に本申請日を含む契約書に限るものとする。
- 事業協同組合の場合、上記1においては当該事業協同組合の名義であること、上記2においては当該事業協同組合を賃借人とすること。なお、賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合も可とする。
- カタログ等の仕様（規格等）の確認できる資料の写しを添付すること。
- 特定自主検査記録表（申請日より過去1年以内に実施した検査記録）の写しを添付すること。
なお、申請日時点で特定自主検査を受検不要の場合（新車で購入後最初の1年間）は、添付不要。

2 ダンプトラック（積載重量2トン以上）

区分番号	車両番号等				備考
I	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約(該当する□を塗りつぶすこと)			
	車両番号		メーカー		
	型式		車台番号		
	有効期限の満了日		規格	(積載重量) t	
	□荷台が着脱式でない	<input type="checkbox"/> 土砂等の運搬が禁止されていない			
II	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約(該当する□を塗りつぶすこと)			
	車両番号		メーカー		
	型式		車台番号		
	有効期限の満了日		規格	(積載重量) t	
	□荷台が着脱式でない	<input type="checkbox"/> 土砂等の運搬が禁止されていない			
III	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約(該当する□を塗りつぶすこと)			
	車両番号		メーカー		
	型式		車台番号		
	有効期限の満了日		規格	(積載重量) t	
	□荷台が着脱式でない	<input type="checkbox"/> 土砂等の運搬が禁止されていない			
IV	保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約(該当する□を塗りつぶすこと)			
	車両番号		メーカー		
	型式		車台番号		
	有効期限の満了日		規格	(積載重量) t	
	□荷台が着脱式でない	<input type="checkbox"/> 土砂等の運搬が禁止されていない			

《記載要領及び添付資料》

- 「保有形態」、「荷台」、「土砂等の運搬」について、該当の有無を確認の上、□を塗潰すこと。
- 車検証の写しを添付すること。なお、所有により保有している場合の車検証については、所有者欄には自社名が記載されているものとする。
- 車検証は、申請日時点で有効なものであること。
- 長期賃貸借契約により保有している場合、自社を賃借人とする長期賃貸借契約書の写しを添付し、備考欄に賃貸借契約期間を記入すること。なお、賃貸借契約期間に本申請日を含む契約書に限るものとする。
- 事業協同組合の場合、上記2においては当該事業協同組合名が記載されていること、上記4においては当該事業協同組合を賃借人とすること。なお、賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合も可とする。

※積載重量2t 積み以上。

※自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと。

※土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと。）

3 重機の運転資格者

車両種類	区分別番号	氏名	生年月日	取得している免許・資格等			
				自動車運転免許 (普:普通、準中: 準中型、中:中型、 大:大型)	車両系建設機械運 転技能講習の受講	建設機械施工技士 の資格	その他
バックホウ	1				有	1級・2級	有
	2				有	1級・2級	有
	3				有	1級・2級	有
	4				有	1級・2級	有
ダンプトラック	I			普・準中・中・大			
	II			普・準中・中・大			
	III			普・準中・中・大			
	IV			普・準中・中・大			

《記載要領及び添付資料》

- 対応重機に係る運転者を区分番号毎に記入し、免許・資格等欄は、それぞれの資格の有無について、該当する方を○印で囲むこと。
- 自動車運転免許は最も上位の免許を記入すること。
- 建設機械施工技士の資格を有する者のうち、1級の場合は実地試験で「トラクター系建設機械操作施工法」若しくは「ショベル系建設機械操作施工法」を選択した者、2級の場合は第1種から第3種までの種別に該当するものに合格した者に限る。
- 免許証、修了証、資格者証（技術検定合格証明書）等の各重機の運転資格を確認できる書類等の写しを添付すること。

4 重機保管場所（バックホウ、ダンプトラック）

保有形態	<input type="checkbox"/> 自社所有地／ <input type="checkbox"/> 長期賃貸借契約による借地（該当する□を塗りつぶすこと）
所在 地	
撮影年月日	年 月 日

《記載要領及び添付資料》

- 1 重機保管場所の所在地欄には、重機の保管場所に係る所在地を記入すること。ただし、重機を保管する場所は当該土木事務所管内に自社所有又は自社を賃借人とする長期賃貸借契約による借地により保有しているものとし、重機のリース会社等の敷地は認めない。
- 2 重機の保管場所の位置図（縮尺 1：2,000 程度）及び全体見取り図（平面図）を添付すること。なお、災害時仮設資材の保管場所と共有している場合は、添付する見取り図（平面図）には、重機の保管場所を明示すること。
- 3 重機の保管場所について、自社所有又は自社を賃借人とする長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明する書類（登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し）を添付すること。
- 4 事業協同組合の場合、「自社所有」においては当該事業協同組合名義で所有していること、「長期賃貸借契約による借地」においては当該事業協同組合を賃借人とすること。なお、賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合も可とする。

《写真の添付》

- 1 保管場所の全景及び保管状況が判別できる写真を貼付すること。
- 2 写真は、日付表示のあるものとし、3ヶ月以内に撮影したカラー写真（サービスサイズ・横）とし、撮影年月日は写真日付表示と同一日を記入すること。
- 3 写真が多くなる場合は、用紙を追加して添付すること。
- 4 重機の保管場所がバックホウとダンプトラックで異なる場合は、それぞれ提出すること。

写真（全景写真）

（全景写真（保管場所の全体が判別できるもの）重機等が駐機していないもの）

写真（保管状況）

（全景写真（保管場所の全体が判別できるもの）重機等が駐機しているもの）

様式第2号（その2－1）

重機保有状況調書（バックホウ）

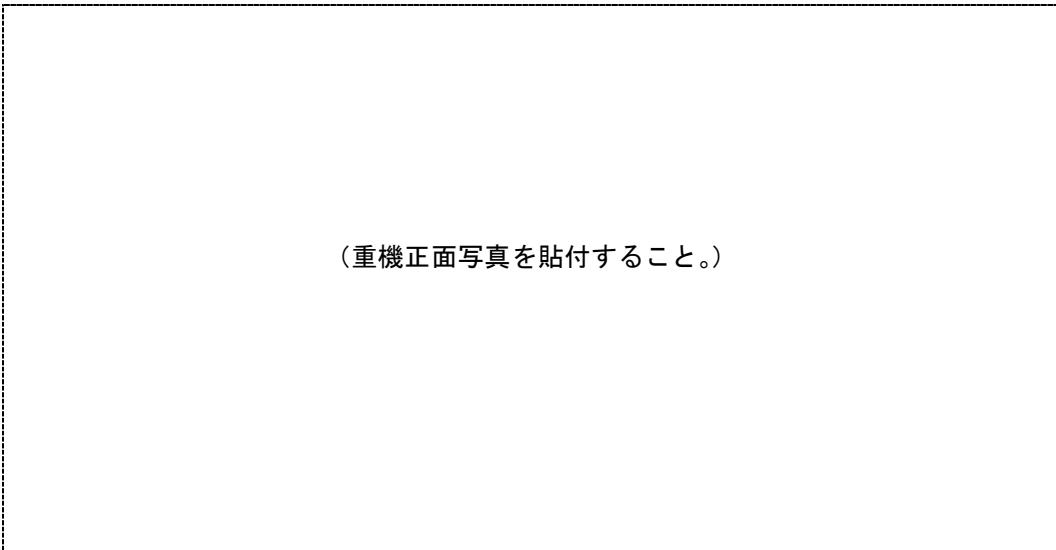
区別番号_____（様式第2号（その1）の区別番号）

撮影年月日	年　月　日
メ　ー　カ　ー	
型　　式	
車　台　番　号	

《作成要領》

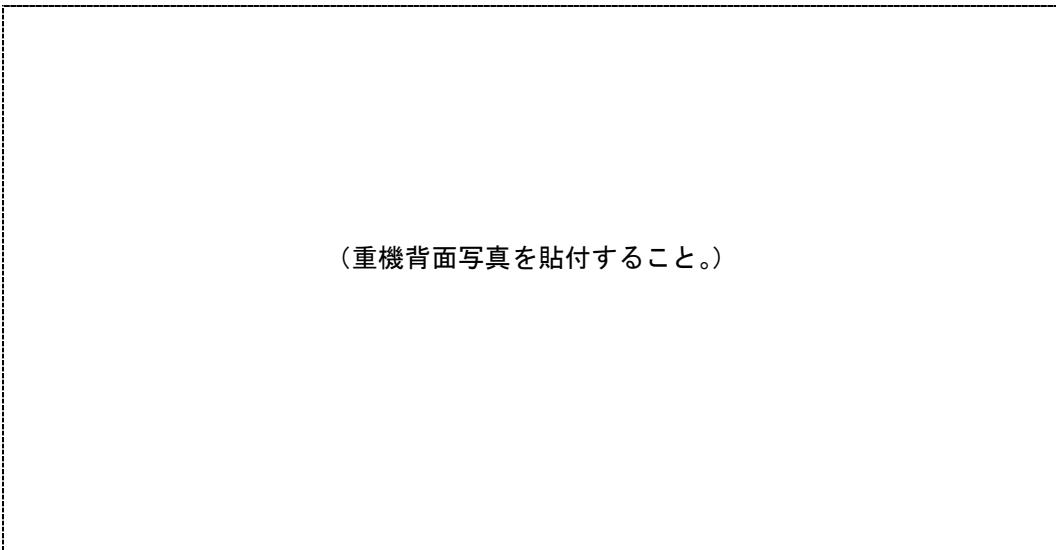
- 1 重機保有状況調書（様式第2号（その1））に記載している全ての重機（バックホウ）について、記入及び写真を貼付し、作成すること。
- 2 写真は、日付表示のあるものとし、3ヶ月以内に撮影したカラー写真（サービスサイズ・横）とし、撮影年月日は写真日付表示と同一日を記入すること。

写真（正面）



（重機正面写真を貼付すること。）

写真（背面）



（重機背面写真を貼付すること。）

様式第2号（その2－2）

区別番号_____（様式第2号（その1）の区別番号）

写真（側面）

（重機側面写真を貼付すること。）

写真（詳細：銘板・機番部分）

（重機の銘板の機番部分のアップ写真を貼付すること。）

写真（詳細：検査標章）

（重機の特定自主検査標章アップ写真を貼付すること。）

様式第2号（その3－1）

重機保有状況調書（ダンプトラック）

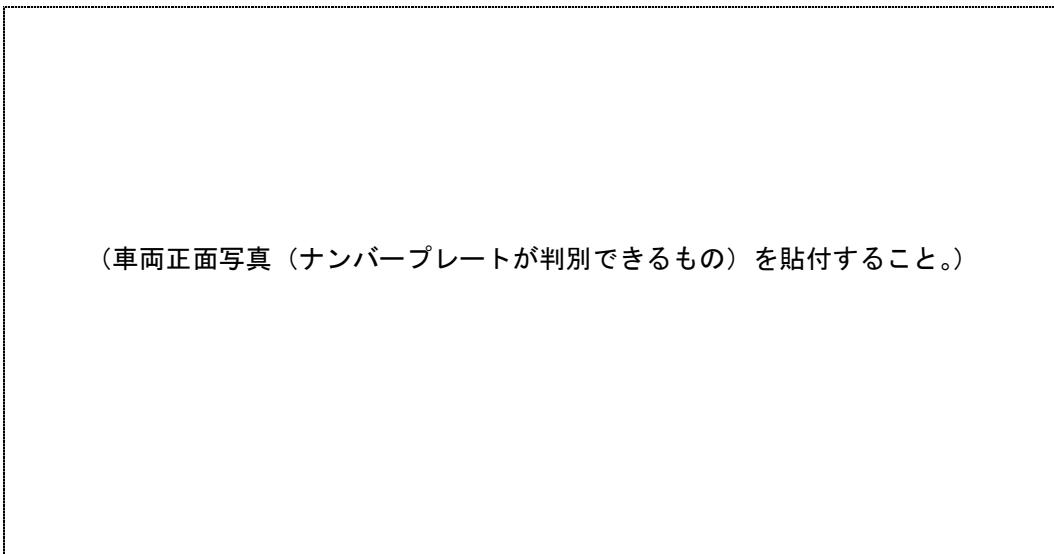
区別番号_____（様式第2号（その1）の区別番号）

撮影年月日	年　月　日
車両番号	
メーカー	
型式	
車台番号	

《作成要領》

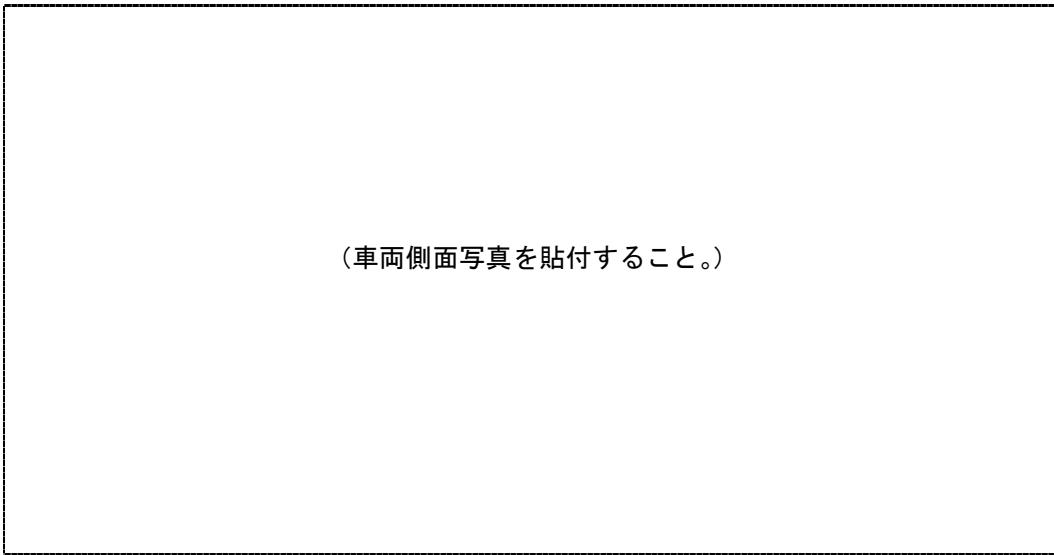
- 1 重機保有状況調書（様式第2号（その1））に記載している全ての重機（ダンプトラック）について、記入及び写真を貼付し、作成すること。
- 2 写真是、日付表示のあるものとし、3ヶ月以内に撮影したカラー写真（サービスサイズ・横）とし、撮影年月日は写真日付表示と同一日を記入すること。

写真（正面）



（車両正面写真（ナンバープレートが判別できるもの）を貼付すること。）

写真（側面）



（車両側面写真を貼付すること。）

技術者名簿・経歴書

技術者名簿・経歴書						
No	技術者区分 (監理技術者 又は主任技術 者)	左で主任技術者の 場合、建設業法7条 2項イ、ロ、ハのい ずれに該当するか	技術者名	生年月日 (年齢)	学歴	入社年月日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

添付書類

- ア 技術者が社員であることを証明するものの写しを添付すること。
- イ 各技術者の各種資格者証の写しを添付すること。
- ウ 主任技術者で実務経験によるものは、経歴書を添付すること。

主任技術者経歴書

区分	工種	該当区分（該当する欄に○）	
	○○工事		建設業法第7条第2号 イ 実務経験 5年以上
			建設業法第7条第2号 イ 実務経験 3年以上
			建設業法第7条第2号 ロ 実務経験 10年以上
			建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 1年以上
			建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 3年以上
			建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 5年以上
氏名及び 生年月日	○○ ○○ (年 月 日 生)		
学歴及び学科	○○大学○○学部○○学科 (年 月 日 卒業)		
所属会社及び 入社年月日	○○株式会社 (年 月 日 入社)		

実務経験（※1 過去に所属した会社の実績の場合は工事名欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。）

（※2 「工事の終期」と「次の工事の始期」までの期間が12か月を超える場合、連続して実務経験があるものとみなしません。）

工期	発注者又は 注文者名	工 事 名	金額 (千円)	現場代理人等の経歴
例:平成19年4月～ 平成19年12月	大阪府○○部	○○工業株式会社 △△管布設工事	100,000千円	担当技術者

災害時等緊急連絡体制表

年 月 日

会社名 _____
代表者名 _____

	担当者(役職・氏名)	電話及びFAX番号	所在地
本社			
営業所			
夜間等	優先順位	担当者(役職・氏名)	電話番号(自宅・携帯)
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

※所在地及び住所は、町丁目まで

電子メールアドレス等事前登録届出書

令和 年 月 日

令和 年度の大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）において使用し、送付した入札書等が有効となる電子メールアドレス及びFAX番号を以下のとおり提出します。

また、希望する事務手続きの方法については、以下のとおり提出します。

・電子メールアドレス（半角） _____

※審査結果や入札公告に関する情報を電子メールで提供しますので、必ず記載してください。

※電子入札案件の公告情報は、大阪府総務部契約局のホームページに掲載され、システムから電子入札案件情報がメール配信されます。メール配信を受け取れるように、以下より電子入札情報メールサービス（無料）の登録を行い、下のチェックボックスを■にしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

電子入札情報メールサービスに登録し、メール配信を受け取ることができます。

・FAX番号 _____

電子入札以外の場合に使用します（鳳土木仕様の為、以下修正不可）

番号	事務手続き	電子メール	FAX	持参 (手交)	郵送	備考
1	入札参加申込書の提出			○		
2	入札参加資格確認書の交付 (発注事務所から送付)			○		
3	無資格者に関する理由請求			○		
4	無資格者に関する 理由請求への回答 (発注事務所から送付)	○				
5	設計図書等の交付 (発注事務所から送付)			○		
6	設計図書等に対する質問			○		
7	入札書等の提出			○		
8	入札結果 (発注事務所から送付)	○				
9	発注事務所からの審査結果 や情報提供、問い合わせ等	○				

記載例

電子メールアドレス等事前登録届出書

令和 年 月 日

令和 年度の大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）において使用し、送付した入札書等が有効となる電子メールアドレス及びFAX番号を以下のとおり提出します。

また、希望する事務手続きの方法については、以下のとおり提出します。

- ・電子メールアドレス（半角） osakatoshiseibi@×××××.jp

※審査結果や入札公告に関する情報を電子メールで提供しますので、必ず記載してください。

※電子入札案件の公告情報は、大阪府総務部契約局のホームページに掲載され、システムから電子入札案件情報がメール配信されます。メール配信を受け取れるように、以下より電子入札情報メールサービス（無料）の登録を行い、下のチェックボックスを■にしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-mailservice.html

電子入札情報メールサービスに登録し、メール配信を受け取ることができる。

- ・FAX番号 0123-456-7890

電子入札以外の場合に使用します（鳳土木仕様の為、以下修正不可）

番号	事務手続き	電子メール	FAX	持参 (手交)	郵送	備考
1	入札参加申込書の提出			○		
2	入札参加資格確認書の交付 (発注事務所から送付)			○		
3	無資格者に関する理由請求			○		
4	無資格者に関する 理由請求への回答 (発注事務所から送付)	○				
5	設計図書等の交付 (発注事務所から送付)			○		
6	設計図書等に対する質問			○		
7	入札書等の提出			○		
8	入札結果 (発注事務所から送付)	○				
9	発注事務所からの審査結果や情報提供、問い合わせ等	○				

年 月 日

大阪府環境農林水産部への情報提供について

【目的】

大阪府内において家畜伝染病等が発生した場合、農場で殺処分した家畜を大阪府内の施設で焼却・埋却処理することになります。(別紙参照)

その処理に際し、早期の建設機械の確保を行うため、環境農林水産部から都市整備部(住宅建築局を除く。以下同じ。)に対し、情報提供の依頼があった場合に、「都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」を受けている旨、情報提供することの可否について確認するものです。

環境農林水産部からの情報提供依頼に対し、都市整備部から情報提供することに

1 同意する

2 同意しない

(注1) 1又は2を選択し、□にチェックしてください。

(注2) 情報提供に同意しないことをもって、「都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」等において、不利益が生じるものではありません。

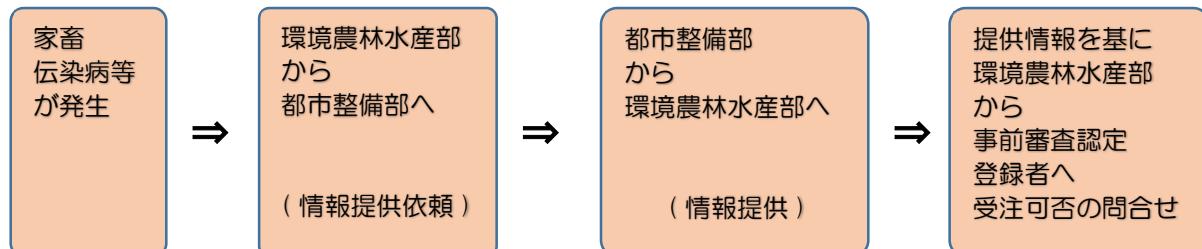
(注3) 情報提供に同意しない場合は、環境農林水産部から受注可否の問い合わせは行いません。

(注4) 情報提供の結果、環境農林水産部から受注可否等の問合わせがあった場合に、協力の義務を負うものではありません。

また、協力しなかったとしても、不利益が生じるものではありません。

(注5) 家畜伝染病等が発生しても、必ず受注可否の問合せがあるものではありません。

※情報提供の流れ(情報提供同意者のみ)



作業の流れ（主な使用機材等） 下表右欄に「○印」を付している項目を依頼予定。

農 場	1. 家畜殺処分	×
	2. 農場内運搬（フォークリフト）	○
	3. 梱包補助（フォークリフトによる補助）	○
	4. トラック積込（フォークリフト）	○

梱包補助



トラック積込



敷地外運搬

【 レンダリング処理の場合 】

レンダリング処理地	5. 移動式レンダリング装置の積下し（50tラフタークレーン）	○
	6. 装置周囲仮囲い（足場）	○
	7. トラック積み下ろし（バックホウ[クリッパー]）	○
	8. 梱包開封（バックホウ[クリッパー]）	○
	9. 家畜投入（バックホウ[クリッパー]）	○
	10. レンダリング処理 ※豚の死体を破碎、加熱処理によりウイルス等を死滅すること。	×
	11. 処理生成物運搬（フォークリフト）	○
	12. トラック積込（フォークリフト）	○

移動式レンダリング装置の積下し



レンダリング装置へ家畜投入



敷地外運搬

埋却地	5. 掘削（バックホウ）	○
	6. トラック積下ろし（フォークリフト）	○
	7. 開封せず吊り下げ家畜投入（バックホウ）	○
	8. 埋戻し（バックホウ）	○

掘削



開封せず吊下げ家畜投入



焼却場	13. 焚却	×
-----	--------	---

作業内容の詳細については、下記までお問合せください。

大阪府環境農林水産部
動物愛護畜産課 畜産衛生グループ
電話 06-6210-9618

令和 年 月 日

大阪港湾局への情報提供について

【目的】

大阪府知事が所管する府営港湾及び海岸において、災害等が発生した場合、大阪港湾局において現地即応体制（海上工事を除く。）を確保しておく必要があります。

そのため、大阪港湾局から都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）に対し、情報提供の依頼があった場合に、「都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」を受けている旨、情報提供することの可否について確認するものです。

大阪港湾局からの情報提供依頼に対し、都市整備部から情報提供することに

- 1 同意する
- 2 同意しない

(注1) 1又は2を選択し、□にチェックしてください。

(注2) 情報提供しないことをもって、「都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」等において、不利益が生じるものではありません。

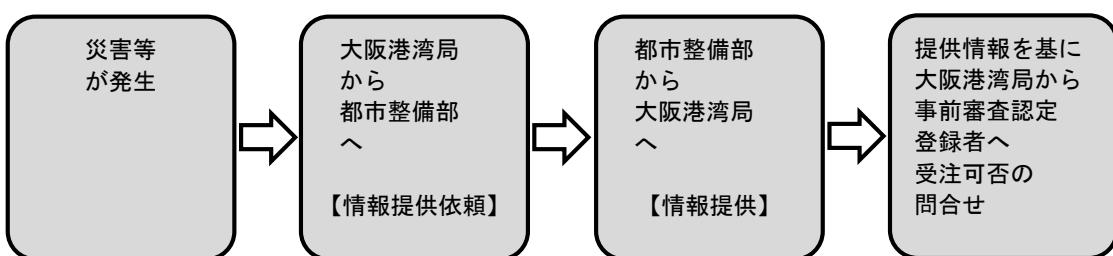
(注3) 情報提供に同意しない場合は、大阪港湾局から受注可否の問い合わせは行いません。

(注4) 情報提供に同意した結果、大阪港湾局から受注可否等の問い合わせがあった場合に、協力の義務を負うものではありません。

なお、協力しないことをもって、不利益が生じるものではありません。

(注5) 災害等が発生しても、必ず受注可否の問合せがあるものではありません。

※情報提供の流れ（情報提供同意者のみ）



年 月 日

都市整備部住宅建築局建築指導室への情報提供について

【目的】

大阪府において緊急対応が必要な盛土等(土地の造成、土石の体積)を発見した場合は、災害防
止策として特別緊急行政代執行等により応急対策工事を行うことがあります。(別紙参照)

応急対策工事実施に際し、迅速に工事発注を行うため、都市整備部住宅建築局建築指導室から
土木事務所に対し、業者登録に関する情報提供の依頼があった場合に、「都市整備部(住宅建築
局を除く。)土木工事災害時等施工能力事前審査に係る認定登録」を受けている旨、情報提供する
ことの可否について確認するものです。

都市整備部住宅建築局建築指導室からの情報提供依頼に対し、情報提供することに

1 同意する

2 同意しない

(注1) 1又は2を選択し、□にチェックしてください。

(注2) 情報提供に同意しないことをもって、「都市整備部(住宅建築局を除く。)土木工事災害時等施工能力
事前審査に係る認定登録」等において、不利益が生じるものではありません。

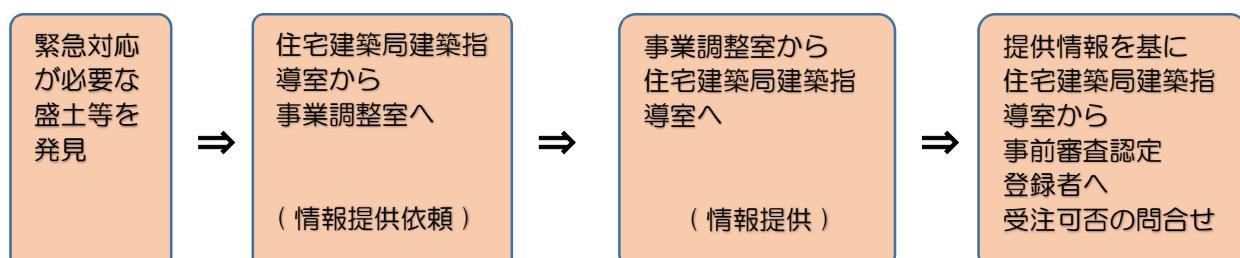
(注3) 情報提供に同意しない場合は、都市整備部住宅建築局建築指導室から受注可否の問い合わせは行
いません。

(注4) 情報提供の結果、都市整備部住宅建築局建築指導室から受注可否等の問合わせがあった場合に、
協力の義務を負うものではありません。

また、協力しなかったとしても、不利益が生じるものではありません。

(注5) 応急対策工事を行う場合に、必ず受注可否の問合せがあるものではありません。

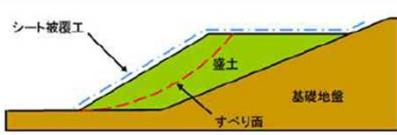
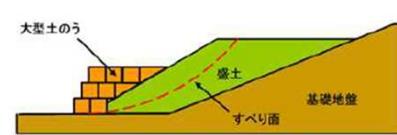
※情報提供の流れ(情報提供同意者のみ)



応急対策工事における工法（例）

（別紙）

盛土等の変状の発生要因を確認した上で、施工迅速性、各工法の効果等を勘案して選定します。

目的	効果	工法	工法概要	模式図	施工時の留意点
雨水や地下水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土等への雨水浸透を防止する。	 	人力で安全に敷設できること。
のり面の安定性向上	崩壊の進行を脚部固定により抑制する	土のう積み工	盛土等に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土等の下部に大型土のうを設置する。	 	盛土等の周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置可能な場合に適用できる。
	盛土・整形により暫定的に安定化させる	崩土切り落し工	盛土等に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土等（崩土）を撤去する。	 	盛土等ののり面に重機（バックホウ等）を配置可能な場合に適用できる。 人力での施工も可能だが、時間を要する。

国土交通省「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より抜粋

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>（施行通知（技術的助言）別添4）

※既に崩壊が発生し又は崩壊し始め、盛土等が危険な状態となっている場合に実施する工事であるため、安全性確保のため施工方法に制限がある可能性があります。

※緊急を要するため、十分に事前調査を行えない場合があり、突発的な作業が発生する可能性があります。

※施工場所は宅地内や住宅地周辺、山地、森林等となることが想定されます。

詳細については、下記までお問合せください。

大阪府都市整備部住宅建築局
建築指導室建築安全課 監察・指導グループ
電話 06-6210-9729

様式第8号

災害時等施工能力事前審査登録変更届出書（土木工事）

年　月　日

大阪府〇〇土木事務所長 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

代表者名

業者番号

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱第4条の規定に基づき提出した申請書記載の項目について、下記のとおり変更しましたので要綱第8条の規定に基づき届出します。

記

項目	内 容	備考
変更前		
変更後		
変更前		
変更後		
変更前		
変更後		

※様式第2号から第6号に変更がある場合は、該当する様式を別紙として添付すること。

問い合わせ先（届出者と同様の場合は記入不要）

会 社 名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	